**学術相談契約書**

兵庫県公立大学法人（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、次の各条により学術相談契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第１条　本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

(1)　学術相談とは、乙からの依頼に基づき、甲に所属する研究者がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、もって乙の業務又は活動を支援するものをいう。

(2)　学術相談担当者とは、甲に所属し、学術相談を担当する者であって、次条に記載する者をいう。

(3)　学術相談料とは、乙が甲に対して支払う学術相談の対価をいう。

（学術相談内容等）

第２条　甲は、乙の依頼により、次の内容について学術相談を行うものとする。

(1) 相談題目 ：

(2) 学術相談の内容 ：

(3) 学術相談担当者 ：兵庫県立大学

（所属）

（氏名）

(4) 学術相談の実施期間 ：令和　年　月　日　～　令和　年　月　日

(5) 学術相談の回数 ：　　回（上記期間内）

(6) 学術相談の場所 ：兵庫県立大学内

(7) 学術相談料（総額） ：　　万円（税込）

　　　　　　　　　　　　ただし、上記学術相談料の金額の20％を別途甲の間接費とする。

（学術相談の方法）

第３条　学術相談は原則として甲の場所で実施するものとする。ただし、必要に応じて、乙又は乙の指定する場所で実施することができる。

（学術相談料の支払い）

1. 乙は、第2条に定める学術相談料を甲が発行する請求書により指定する支払期限ま　でに支払わなければならない。

２　甲は、乙から支払われた学術相談料については、原則としてこれを乙に返還しない。

３　学術相談担当者が乙の事業所その他乙の指定する場所において学術相談に従事する場合、

　 乙は、乙の規定に従い学術相談に伴う交通費及び宿泊費を負担し、これを直接学術相談担当者に支払う。

（特許権等の取扱い）

第５条　学術相談の結果生じた特許権、実用新案権及び意匠権等の取扱いについては、当該特許権等を生じた状況を勘案して甲乙協議の上これを決定する。　共同で出願する場合はその共同出願契約書を締結する。ただし、共同出願の出願費用、維持管理費用は乙の負担とする。

２　学術相談の結果、技術開発に成功し、甲の技術を乙の製品に用いる場合、甲及び乙は別途実施契約を締結し、乙は甲に実施料を支払うものとする。

（秘密の保持）

第６条　甲及び乙は、学術相談に関し、相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た相手方の技術上又は営業上の情報（但し、書面により開示された情報については、秘密である旨を表示したものに限られ、口頭その他の方法により開示された情報については、当該開示から30日以内に秘密情報である旨及びその要旨が書面で通知されたものに限られるものとする。以下「秘密情報」という。）については、相手方の書面による事前の承諾なしに、これを第三者に開示し、又は漏らしてはならない。ただし、次の情報については、この限りではない。

(1) 相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た時に、既に自己が保有していたことを証明できるもの

(2)　相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た時に、既に公知となっていたもの

(3)　相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た後に、自己の責めによらずに公知となったもの

(4)　正当な権原を有する第三者から守秘義務を負うことなく、適法に取得したことを証明できるもの

(5)　相手方から開示又は提供を受けた情報によることなく、独自に開発し、又は取得したことを証明できるもの

２　甲及び乙は、学術相談以外の目的のために秘密情報を使用してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承認を得たときは、この限りではない。

(学術相談の公表)

第７条　甲及び乙は、学術相談実施の事実、学術相談の内容、学術相談の成果その他学術相談に関する事項を公表しようとするときは、当該公表の可否及び内容について、事前に相手方と協議し、同意を得なければならない。

(免責)

第８条　甲は、学術相談に基づく商品の販売、役務の提供その他乙の事業活動の結果について、何ら保証せず、また、当該乙の事業活動に起因する損害について、一切責任を負わない。

（契約の解約）

第９条　甲は、乙が学術相談料を支払わなかった場合その他乙が本契約に違反した場合において、相当の期間を定めてその是正を相手方に催告し、相手方においてこれを是正しないときは、本契約を解除することができる。

２　乙に次の各号の一に該当する事由が生じた場合、甲は、催告その他何らかの手続きを要せず、本契約を解約することができる。

(1)　破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続を申立て、又はそれらの手続の申立てを受けたとき。

(2)　銀行取引停止処分を受け、又は支払停止に陥ったとき。

(3)　差押え、仮差押え、仮処分、担保権の実行又は滞納処分を受けたとき。

（契約の有効期間）

第１０条　本契約は、第2条第4号に規定する学術相談の実施期間始期に発効し、終期まで有効とする。ただし、甲乙協議の上これを延長することができる。

（契約終了後の効力）

第１１条　前二条の規定により本契約が終了した場合においても、第5条第1項の規定は本契約終了から2年間有効とし、第5条第2項の規定は当該事項の実施契約に従うものとする。第6条の規定は本契約終了から3年間有効とし、第7条、第8条および第11条の規定は、本契約終了後もその効力を有する。

（裁判管轄）

第１２条　甲及び乙は、本契約に関する訴えについて、被告の所在地を管轄する地方裁判所をもってその専属的管轄裁判所とすることに合意する。

（協議）

第１３条　本契約に定めのない事項又は本契約に関する疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上、これを定める。

　以上の約定を証するものとして、本契約書を2通作成し、甲、乙各々において1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　住所

兵庫県公立大学法人

　　　理事長　五百旗頭 真　　　　　　　 印

乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印